令和８年度第１回伊勢原市人権施策推進委員会　会議録

〔事 務 局〕　人権・広聴相談課

〔開催日時〕　令和８年７月２８日（火曜日）午後２時～午後４時

〔出 席 者〕
（委　員）　初川委員、杉山委員、足立委員、石塚委員、井田委員、
藤川委員、福田委員、小沼委員
（事務局）　市民生活部長、人権・広聴相談課長、ほか職員２名

〔公開可否〕　公開

〔傍聴者数〕　０人

〔配布資料〕
○資料１　伊勢原市人権施策推進指針（改定版）の再改定に係る市民人権意識調査について
○資料２　主な取組の実施状況と各委員から寄せられた意見

《審議の経過》
１　開会
○委員長挨拶

○加藤市民生活部長挨拶

２　議題（１）
（事務局）
○伊勢原市人権施策推進指針（改定版）の再改定に関し、市民意識調査を実施する予定であることを報告した。

（複数委員より）
○外国人も対象とのことですが、調査は日本語で作成されるのですか。
○調査を行うという周知は、どうするのですか。

（事務局）
○調査は基本的に日本語のみです。
○ホームページと広報、ＳＮＳでの周知を予定しています。

（委員）
〇伊勢原市の外国人はどの国籍の方が多いですか。

（委員）
〇伊勢原市は外国人が約 3,600 人いて、1,000 人以上がベトナム人です。その中でも英語を理解できる人は少数かと思います。
〇英語圏の方が少ないので、英語以外の言語にも対応してほしいです。

（委員）
〇言語ごとに独立した二次元コードを用意し、それぞれの二次元コードにその言語名を明記した紙を同封するなど、日本語が全く分からない外国人でも回答できる環境整備が必要だと思います。
〇アンケートが強制ではないこと、つまり「任意である」旨を明記する必要があると思います。回答しないことで在留資格に影響が出るといった誤解や不安を避けるため、特に外国籍の方への配慮として重要だと感じます。

（事務局）
〇外国の方にも答えていただけるよう工夫を検討します。

３　議題（２）
（事務局）
〇人権施策の点検・評価報告書作成に向けた流れについて説明した。
〇人権施策推進指針（改定版）に記載している１２の施策分野に関係する令和７年度の取組状況に対する、委員からの事前の意見等を読み上げ、補足や追加の意見等を求めた。

（委員）
〇それでは、ご質問、ご意見のある方はご発言をお願いします。

（委員）
〇外国人分野について、傾聴ボランティア窓口で活動しているフィリピン人の方が、月２回午前中のみの勤務で、どのように成果を出しているのか疑問です。対応言語が英語とタガログ語だけであること気になります。
〇どうして、活動頻度がこんなに少ないのですか。
〇市役所で働いている人でもこういった窓口があることを知らないので、周知が足りないと思います。

（委員）
〇民生委員として、この窓口の周知のためにチラシを配ってくださいと頼まれました。

〇伊勢原市はベトナムの方が多いと思うのですが、ベトナム人はコミュニティがあるから、まずはタガログ語からスタートということなのでしょうか。

（委員）
〇ベトナム人はコミュニティができている人もいますが、約１，０００人いるうちの一部にすぎません。
〇さらに、日本語ができないベトナム人同士で窓口に来るので、フィリピン人向けのタガログ語だけでは不十分かと思います。

（委員）
〇このフィリピン人ボランティアによる取り組みは、国際交流の第一歩と感じ、今後はフィリピンに限らず、他の地域出身者向けの同様の窓口開設にも期待しています。

（事務局）
〇この窓口は、外国人住民増加への対応として、当初予定していた大規模な設置が組織や庁舎レイアウトの都合で困難だったため、まずは月２回程度の「スモールスタート」として開設されました。

（委員）
〇市役所１階に英語表記や横文字がほとんどなく、唯一見つけたのは「toilet」だけでした。このことから、市役所が外国人に対して閉鎖的な印象を与えていると感じました。

（委員）
〇この取り組みに、財源はついていますか。

（事務局）
〇謝礼はお支払いしています。

（委員）
〇最近はスマートフォンで翻訳ができると思うんですが、窓口ではどんな方法で意思疎通をしているのですか。

（福田委員）
〇窓口で対応する職員は、翻訳機も少なく不便です。
〇外国人が自分のスマートフォンを使用して翻訳することもありますが、それを職員が使用することも抵抗があり、意思疎通に苦戦している印象です。

（委員）
〇タブレット端末を増やし、窓口に設置できるとよいのではないでしょうか。これに

より、筆談対応と外国人対応を兼ねることができ、翻訳アプリの限界はあるものの、対応できる件数が増え、現状の改善につながると思います。

（委員）
〇窓口で対応する職員は日本語で話すので、拙い日本語で話す外国人と意思疎通ができずに、窓口に来ても話が進みません。早口で、難しい日本語で話すので、もう少し思いやりを持って対応していただけたら嬉しいです。

（委員）
〇翻訳機は、外国人の窓口対応を大きく改善する物理的な解決策となると感じました。
〇多くの日本人が海外での困り事を経験していないため、外国人への配慮が不足している現状があると思います。そのため、窓口担当者には、外国人への適切な対応姿勢を学ぶ心理的な研修も必要であると思います。物理的な改善と心理的な改善の両面からアプローチすべきです。

（委員）
〇税金や保険料等を納めている以上、外国人も行政サービスについて日本人と同じ権利を持つべきですから、情報アクセスの不利益を解消し、スタートラインをそろえるのは当然です。外国人だけへの手厚い対応ではなく、翻訳機やタブレット導入などは、最低限のスタートラインを確保するための措置であり、この意識を市役所内で共有すべきだと思います。

（委員）
〇実際に、市役所へ手続きのやり方を変更してほしいとお願いしたところ、要望が通ったこともありましたので、地道に進めていくしかないかと思います。

～１０分休憩～

（委員）
〇先ほどの令和７年度の取り組みに関する点検評価について、追加のご意見ありますか。

（委員）
〇１－（２）－③－ウ こども家庭相談課への意見についてです。特定妊婦 ２２件ということは、多いと感じました。
〇国が性教育の指導要領で「歯止め規定」を維持するとし、これにより思春期の性に関する問題や望まない妊娠がより問題になると思います。
〇随分前ですが、一番最初に性教育の問題を教えてはいけませんと言われたのは養護学校でした。養護学校で先生たちがいろいろな工夫をして、障がいを持っている子た

ちが、どうすれば性教育がきちんとわかるようになるのか考えて、「どうすればこどもができるのか」を人形を使って教えていたのです。それが問題になり、養護学校での性教育ができなくなりました。そのために、思春期の問題、性の問題がすごくゆがめられて伝わるようになったと思います。そういう中でこどもたちの中に望まない妊娠が問題になってくるというようなことが起こっていることが今の現状ではないかと思います。
〇ですから、この問題を単に本人だけが悪いという問題ではなく、教育の問題の一環としての捉え方があると思います。今、国の方向が、こういう性教育をきちんと教えないという方向にするということが、一体何を目指してるのか、こどもたちのためを思っているのか疑問です。
〇今はハラスメントの問題も言われるようになって、自分以外の人に触らせてはいけないところを、水着を着た時に隠れる場所というような感じで話をしています。その流れとして、自分の体は自分のものであって、他人に好き勝手させていいものではないという問題や、ハラスメントの構造の中で、強いものと弱いものとの間で生じることがあるので、そういうのも含めての教育になると思います。この問題というのは、国の方向が何か違うのではないかと思うので、国に訴えてくださいというふうに出しました。皆さんのご意見もお伺いしたいです。

（委員）
〇学習指導要領を変えるということは、難しいかもしれませんが、市には創意工夫をできる範囲内でやっていただきたいと思います。

（委員）
〇高校生の性教育講座では、性交を取り扱った内容が伝えられています。

（委員）
〇小学校低学年ぐらいから性教育が取り入れられていますが、男女別に行われ、お互い何を話されてるのか知らないという状況です。この背景にあるのは、文部科学省の指導要領ではないかと思います。

（委員）
〇他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

（委員）
〇防災分野について、防災行政用無線での英語放送が開始されましたが、少し聞き取りにくく、放送設備の問題があると聞きました。
〇また、内閣府のホームページで大雨警報レベル　５段階というものが出されたということをきっかけに、災害時の放送等で使用すると良いと思いました。

（委員）
〇自治体によっては防災放送がなく、日本人ですら情報にありつけないという状態なので、せっかく設置されているのであれば聞き取りやすさ等の検討をお願いしたいと思います。

（事務局）
〇事前に意見の提出がない、犯罪に関わる人権侵害や労働者についてのご意見やご質問はよろしいでしょうか。

（委員）
〇犯罪に関連した相談も市役所に来るんですか。

（事務局）
〇犯罪抑止をしてほしいという要望はあります。

（委員）
〇防犯灯は去年に比べて増減はありますか。

（事務局）
〇年々増えている印象です。

（委員）
〇２ー（８）ー①ーイの内容は、犯罪被害者のサポートをされているということでしょうか。

（事務局）
〇経済的支援、日常生活支援、居住支援やカウンセリング、法律相談を受けていただけるような手配を行っています。

（委員）
〇警察と連携しているのですか。

（事務局）
〇被害届を出した方を対象に、警察から国や警察、市からこういった支援がありますという案内はしています。

（委員）
〇自分が受けている状況に、どう対処したらよいか分からないという相談をしてきた方へ警察をすすめることはありますか。

（事務局）
〇人権相談や消費生活相談を受けた方の相談内容によって、伊勢原警察への届け出を案内することはあります。

４　議題（３）
〇その他、委員からの情報提供や伝達事項等は無かった。

（委員）
これで本日の議事は全て終了いたしました。

５　閉会
〇副委員長挨拶

以上